弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件中一部改正公告

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成十一年十二月十六日臨時総会決議・平成十六年十一月十日改正・平成十八年十二月七日改正）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成十一年十二月十六日臨時総会決議・平成十六年十一月十日改正・平成十八年十二月七日改正）中一部改正（平成二十一年十二月四日臨時総会決議）

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成十一年十二月十六日臨時総会決議・平成十六年十一月十日改正・平成十八年十二月七日改正）の一部を次のように改正する。

第二中「一、四〇〇円」を「七〇〇円」に改める。

第四中「平成十九年四月から平成二十二年三月まで」を「平成二十二年四月から平成二十五年三月まで」に改める。

附　則

第二及び第四の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「三十人」を「五十人」に改める。

附　則

第四十条第二項の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「三人」を「五人」に改める。

附　則

第五十二条第二項の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「五十人」を「百人」に改める。

附　則

第四十三条第三項の改正規定は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。

外国特別会員基本規程中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「三十人」を「五十人」に改める。

附　則

第三十八条第二項の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程中一部改正公告

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）中一部改正

全国弁護士会災害復興の支援に関する規程（会規第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「円滑な災害復興活動の遂行に寄与すること」を「被災地域の市民の人権を擁護すること」に改める。

第五条第八号を次のように改める。

八　被災地弁護士会及びその会員に対する支援措置

第七条第九号を次のように改める。

九　被災地弁護士会及びその会員に対する支援措置

第十条中「日弁連等の支援に要する経費等」の下に「及び被災地弁護士会に対する補助金」を加える。

附　則

第一条、第五条第八号、第七条第九号及び第十条の改正規定は、平成二十一年十二月四日から施行し、平成二十年十一月十八日から適用する。

裁判所の処置請求に対する取扱規程中一部改正公告

裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年十二月四日　日本弁護士連合会

裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）中一部改正

裁判所の処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百九十五条第三項」を「第二百九十五条第四項」に改める。

附　則

第一条の改正規定は、平成二十一年十二月四日から施行し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60～80歳女性、身長146cm、体格普通、左胸部及び腹部に治療に伴う切開創、ベージュ色ジャックット、ベージュ色ズボン、黒色スウェットズボン、白色下着、白色靴下、白色運動靴

上記の者、平成21年11月27日午前8時50分、藤沢市藤沢552番地6サンパール広場地下通路6番バス乗り場階段踊場で発見され、同市藤沢2丁目6番1号藤沢市民病院内で同日午後1時20分に死亡が確認されました。死因は化膿性腎炎に伴う敗血症。

2．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50～70歳男性、身長168cm、体格普通、頭髪白髪混じりの短髪、ベージュ色ジャンパー、黒色と黄色のダウンジャックット、青色長袖シャツ、ベージュ色ベスト、白色半袖シャツ、カーキ色ズボン、柄物トランクス、茶色登山靴

上記の者、平成21年12月6日午後3時25分頃、藤沢市鵠沼海岸1丁目7番神奈川県立湘南海岸公園内公衆男子トイレ身体障害者用トイレ内で発見されました。死亡年月日平成21年12月5日午後。死因は自殺。

以上2件、身元不明者として火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は当市生活福祉課までお申し出下さい。

平成22年1月25日

神奈川県　藤沢市長　海老根靖典